

東電賠償初の確定

原発避難

集団訴訟3件 総額13億9000万円

東京電力福島第一原発事故で避難した住民らが国と東電に損害賠償を求めた集団訴訟のうち福島、群馬、千葉の三件で、最高裁第二小法廷（菅野博之裁判長）は東電の上告を退ける決定をした。裁判官四人全員一致の結論。二日付。二審判決のうち、国の指針を上回る賠償義務を認め、三千六百余人余りに総額十四億円近くの支払いを命じた部分が確定した。全国で約三十件起された同種の集団訴訟で、東電の賠償責任が確定するのは初めて。

一方、第二小法廷は三件の訴訟について、国と住民側双方の意見を聞く上告審弁論を四月にそれぞれ開くと決めた。福島、千葉の二審判決が国に賠償を命じた一方、群馬訴訟の二審判決は請求を棄却。国の責任を巡り結論が分かれており、最高裁は判決で今年夏にも統一判断を示す見通し。

原告側の馬奈木敏太郎弁護士は東京都内で記者会見し「最高裁で国に勝訴し、過失責任を前提とした新たな賠償基準の策定を目指す」と話した。

東電は、国の中間指針に基づき賠償額で十分だと主張していた。三件の高裁判決は、避難継続による精神的損害のほか、生活基盤の喪失や容容に伴う慰謝料を認め、最高裁がいずれも是認した。詳しい決定理由は示さなかった。勝訴が確定した原告と額は福島三千五百四十六人に約十億円▽群馬九十人に約一億二千万円▽千葉四十三人に約二億七千万円で、総額約十三億九千万円。

国の責任を巡る上告審では、巨天津波を予見し、対策を講じていれば事故を回避できたかどうか争われ

るとみられる。一、二審では政府の地震調査研究推進本部が二〇〇

二年に公表した地震予測「長期評価」や、国が規制の判断根拠とした土木学会の「津波評価技術」の信頼性が焦点だった。防潮堤の設置や原子炉建屋の浸水防止といった対策で、巨天津波による全電源喪失が防げたかどうかも問題となった。